

# 早期退職に係る募集実施要項

平成30年12月3日  
(2018年)

次のとおり早期退職者の募集（和歌山市職員の退職手当に関する条例（昭和37年条例第32号）第11条の2第1項第1号）を行う。

## 1 募集の対象

平成31年3月31日時点で、「勤続年数20年以上」かつ「45歳以上\*」の者

\*定年年齢が63歳の職種は48歳以上、定年年齢が65歳の職種は50歳以上

## 2 募集人数

特に定めない

## 3 募集の期間

平成30年12月3日（月）から平成31年1月4日（金）午後5時15分 まで

## 4 退職すべき期日

平成31年3月31日（日）

## 5 応募の手続き

(1) 応募をしようとする職員は、募集の期間内に、別紙様式「応募書」に必要事項を記入の上、所属長を通じて人事課長あて提出してください。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付します。

※平成31年1月下旬に通知する予定です。

※募集実施要項に適合しない場合、懲戒処分を受けた場合等は、不認定となることがあります。

(3) 応募書の提出後に応募を取り下げたい場合は、別紙様式「応募取下書」を人事課長あて提出してください。

## 6 本件に関する相談先

総務局総務部人事課人事班

電話 435-1019

内線 2566